

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集を実施いたします。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ。))
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取り扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては

は、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式):1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式):月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金:日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金:1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。

- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

西兵庫信用金庫業務部 電話番号:0120-86-2440

受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

共済募集指針

当金庫は、中小企業等共同組合法に基づく共済について、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集を実施いたします。

- 当金庫は、中小企業等協同組合法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客様に引受協同組合名をお知らせするとともに、共済契約を引受け、共済金等をお支払いするのは協同組合であること、その他引受協同組合が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い共済商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 「個人年金共済・住宅関連の長期火災共済・債務返済支援共済・海外旅行傷害共済・年金払積立傷害共済」を除く共済商品につきましては、法令により、以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や共済金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (1) 当金庫に融資の申込みをされている期間中は、お客様及び密接関係者の方(お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人)には、制限の課せられている共済商品をお取り扱いすることができません(ただし、当金庫の会員の方はお取り扱い可能です)。
- (2) 共済契約者・被共済者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている共済商品を原則としてお取り扱いすることができません(ただし、当金庫の会員の方はお取り扱い可能です)。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方
- (3) 個人年金共済を除く生命共済商品・障害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済等)については「上記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を共済契約者とする共済募集を行う場合、

共済契約者1名様あたりの通算の共済金その他の給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

1. 個人年金を除く生命共済商品
共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の合計について1,000万円を限度。
2. 傷害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済等)
 - ① 診断給付金(一時金形式)……1 共済事故につき100万円
 - ② 入院給付金………日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
 - ③ 手術給付金………1 手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
 - ④ 診断等給付金(年金方式)……月額換算5万円

- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客様に損害をあたえてしまった場合には、募集代理店(代理所)として販売責任を負います。

- 当金庫は、ご契約いただいた共済契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受協同組合所定のご連絡窓口へご案内、または協同組合と連携してご対応させていただくこともございます。

- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理します。

共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

西兵庫信用金庫業務部 電話番号:0120-86-2440

受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融円滑化に向けた取組み

当金庫は、「金融円滑化管理方針」を定め、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでおります。お客様から貸付条件変更等のお申込みがありました場合は、お客様のお申込み内容や抱えておられる課題などを十分に把握したうえで、円滑な資金供給に努めますとともに、必要に応じて外部の専門家や関係機関等とも連携を図りながら、お客様の課題解決に向けてきめ細かく対応して行きます。

なお、お客様からのご相談・お問い合わせについては専用の窓口を設置しております。

《ご相談専用窓口》

審査部: 電話番号 0790-62-7700(直通)

※電話受付時間 午前9時～午後5時(当金庫の窓口休業日を除きます)

また、全ての営業店に相談窓口を設置しています。

金融円滑化管理方針の概要

1. 取組み方針

- ・当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能ならびにコンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的に、金融円滑化管理方針(以下「本方針」という)を定めています。
- ・本方針において、「金融円滑化」とは、融資取引において顧客の経営実態等を踏まえた新規融資・条件変更、経営相談・改善等の支援を適切に行い、その説明責任を果たすことにより、顧客からの相談・苦情等への対応を適切に実施すること等をいいます。「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融円滑化を達成するために必要となる管理をいいます。

2. 態勢整備

- ・理事会は、金融円滑化管理の実効性を確保するため、金融円滑化管理責任者を設置するほか、理事会、常勤理事会及び金融円滑化管理責任者等の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定します。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門は、定期的にまたは必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行います。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行います。
- ・顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、経営改善支援部門は、信用リスク管理部門等と連携して顧客の経営改善支援を図るための取組みを行います。
- ・顧客の事業価値を適切に見極めるための能力(以下、「目利き能力」という)の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- ・顧客からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む)がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。

4. 相談窓口等の設置

- ・顧客からの金融円滑化に関する問い合わせ等について、お客様相談窓口と苦情専用窓口を設置します。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店または業務部(電話: 0120-86-2440)にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出があれば、兵庫県弁護士会(電話: 078-341-8227)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595

-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京、第一東京、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部にお問合わせください。